

2025年度（第50回）学術研究振興資金 公募要領

1. 趣旨

本資金は、広く社会一般から受け入れた寄付金を基金として運用し、その運用益を社会的要請の強い優れた学術研究に助成することで、私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の特色ある学術研究の発展に寄与することを目的としています。

2. 交付する資金の総額

2025（令和7）年度に交付する資金総額は8,000万円（予定）です。

3. 対象となる研究分野

- (1) 人文・社会科学の研究（「人文・社会科学系」）
- (2) 自然科学の研究（「理工系、農学系」、「生物学系、医学系」）

4. 対象となる研究

次の2つの要件を満たす研究です。

- ① 私立大学等（研究所の研究を含む。）に所属する研究者（教職員）が、2人以上で共同して行う研究であること。ただし、研究代表者は、当該私立大学等の専任教職員であること。また、**研究代表者以外の1名以上の研究者は、私立大学等（他法人設置でも可）に所属する研究者（非常勤教職員でも可）であること。**
- ② 令和7年4月1日現在で**1年以上の研究実績**があること。

5. 応募

- (1) 私立大学等1学校につき、1件応募することができます。
- (2) 応募の際は、学校法人理事長及び学(校)長の「推薦書」が必要となります。
- (3) 同一法人で複数の私立大学等を設置している場合は、それぞれの学校ごとに1件応募することができます。

※公的研究費（「科学研究費補助金」等）の不正使用を行ったとして、当該研究費が令和7年度に交付されない研究者が含まれる研究は、応募できません。

6. 継続交付

本資金の交付対象になった研究については、当該研究の進捗状況に応じ、最初に採択されてから、最初の年を含め3年、応募をすることができます。ただし、選考は毎年行われるため、**継続して採択されるとは限りません。**

4年目以降の応募はできません。

7. 応募に必要な提出書類等

以下(1)～(4)の様式を、本事業団電子窓口の公開電子ファイル一覧のフォルダ（「寄付金課」⇒「学術研究振興資金」⇒「2025年度 公募様式等」）から取得し、作成、提出してください。

- (1) 2025年度（第50回）学術研究振興資金にかかる研究計画推薦書（様式1（Word形式））
- (2) 2025年度（第50回）学術研究計画調書（様式2-1、3（Excel形式）、様式2-2～2-6、4-1～4-2（Word形式））
- (3) 2025年度 学術研究振興資金 事務担当者名簿（Excel形式）

※なお、電子窓口には、(1)～(3)の様式を1つのファイルにまとめて掲載しております。

※書類の提出方法については、4頁の「16. 応募書類の提出方法」をご覧ください。

8. 対象経費

資金の対象となる事業の経費（以下「対象経費」という。）は、次の範囲とします。

- (1) 応募学校法人が令和7年度中に支出する当該研究に要する教育研究経費及び設備の取得価額、アルバイト賃金が対象となります。なお、研究者の給与や当該研究に直接必要とは認められない机・椅子等の什器の取得は経費の対象にはなりません。
- (2) 当該研究に「科学研究費補助金」、「国又は地方公共団体の補助金」が交付されている場合は、その補助金額を当該研究に要する経費から控除した額を、対象経費とします。
- (3) **60万円以上**の対象経費（法人の負担額30万円以上）が必要です。

9. 資金交付額

対象経費の2分の1以内とし、単年度において、自然科学分野は600万円、その他の分野は300万円を上限とします。

なお、採択された場合においても、資金交付内定額が交付希望額を下回る場合があります。

10. 学校法人の研究費負担額の取扱い

- (1) 当該研究にかかる学校法人の研究費負担額（以下「法人負担額」という。）は、**資金交付希望額と同額以上が必要**です。
- (2) 採択され、資金交付予定額が希望額を下回る場合であっても、**応募時に予定した法人負担額は減額しないようにしてください。**

学術研究振興資金の「対象経費」は、当該研究にかかる経費として使用し、当該研究以外への使用や架空取引等の不適切な使用とならないよう、学校法人の適正な管理及び執行をお願いします。

本資金の不適切な使用等が行われた場合は、返還や応募資格の停止など、厳正な措置を講じることになりますので、ご注意ください。

詳細は、「2025年度 学術研究振興資金」の公募等にかかる Q&A 50、51 をご覧ください。

11. 審査方法

提出された学術研究計画調書をもとに、「学術研究振興資金選考委員会」において、(1)研究目的 (2)研究計画 (3)研究の独創性 (4)研究遂行能力 (5)研究費の妥当性 等を、総合的に評価し、決定します。

12. 採択の内定時期

採択・不採択の通知は、令和7年3月上旬に学校法人に送付します。あわせて、採択された学校法人に対し、交付の申請手続きについてご案内しますので、期日（4月上旬を予定）までに交付の申請を行ってください。

13. 資金の交付時期

令和7年5月下旬に学校法人に交付（送金）予定です。

14. 会計処理

資金の交付が決定した場合は、その額を令和7年度の予算書及び計算書類において、大科目「補助金（収入）」に小科目「学術研究振興資金（収入）」を設けて計上してください。

15. 実績報告

資金が交付された場合、令和7年度決算終了後に「実績報告書」等を提出していただきます。提出時期、様式等については、令和8年5月末頃に改めて通知します。

16. 応募書類の提出方法

- (1) 様式1～様式4-2及び事務担当者名簿の電子ファイルを、本事業団**電子窓口の公開電子ファイル一覧のフォルダ**（「寄付金課」⇒「**学術研究振興資金**」⇒「**2025年度 公募様式等**」）へ提出してください。
- (2) 必ず、今年度電子窓口から取得した様式に記入し、提出してください。前年度以前に取得した様式で提出することはできません。
- (3) 電子窓口は、法人単位での提出となります。同一法人で複数の学校が応募する場合は、形式（Word、Excel）ごとに1法人1ファイルにまとめて提出してください。またExcelファイルの提出にあたっては、シートをコピーし、シート名に学校名又は研究者名を付してください。
- (4) 訂正等で再提出する場合、最初の提出と同様に再度電子窓口から提出していただくことで、再提出したファイルに上書きされます。

○ **提出期限** 令和6年9月6日（金）午前必着

○ **提出先** 私学事業団電子窓口

○ **問い合わせ先**

助成部 寄付金課 学術振興基金係

T E L : 03 (3230) 7319・7320

E-mail: kifukin@shigaku.go.jp

生命倫理・安全にかかる指針等について

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から法令や指針等により必要な手続き（機関内の倫理審査委員会の承認等）が定められています。法令等を遵守し、適切に研究を実施してください。

法令等による必要な手続きなど、詳細な情報は以下を参照してください。

- 文部科学省ホームページ 「生命倫理・安全に対する取組」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/mext_02626.html)
- 文部科学省ホームページ「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)

なお、法令・指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、奨励金の交付を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- ※ **生命倫理・安全対策の観点から手続きを必要とする研究分野を扱う場合は、**
「研究計画調書」の〔様式1〕「研究倫理にかかる手続き」欄に、学内の委員会等の手続きについて記入してください。
- なお、審査にあたっては、所属学校名や研究者名等の欄を伏せて行います。本欄において、所属学校名が明らかにならないようご注意ください。
(例:「〇年〇月〇日 学内倫理審査委員会において承認 承認番号 00000」など。)